

東京 23 区に在住か
通勤中で、田舎暮らしや
地方での起業をお考えの方

起業支援金

移住支援金

東京 23 区にお住まい・通勤の方が地方に移住し、起業や就業を行うと、
最大 **300 万円** の支援金が交付されます。

起業
で

地域の課題に取り組む社会性、
事業性、必要性の観点を持った
社会的起業を支援

最大 **200 万円**※

※起業に必要な経費の
2 分の 1 に相当する額を交付

移住
で

地域の重要な中小企業等への就
業や社会的起業をする移住者を
支援

100 万円 以内※

※単身者の場合は最大 60 万円以内

でも、今の家をどうしたら？

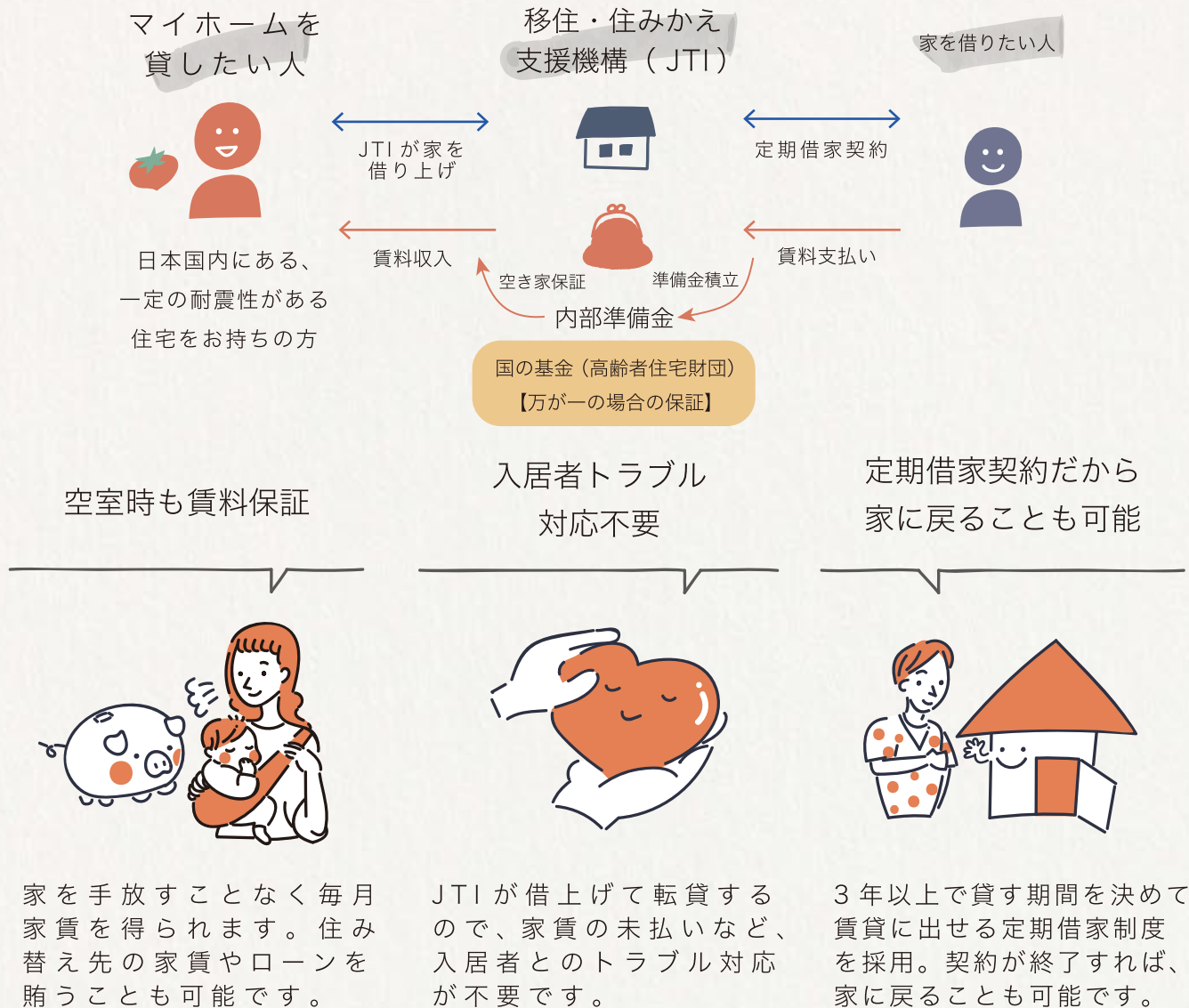
ご安心ください。支援金を受け取られる方は、国の基金が設定された JTI の賃貸制度

マイホーム借上げ制度 を何歳からでも利用できます。

▶ 詳しくは裏面をご覧ください

マイホーム借上げ制度とは？

国の基金が設定された、安心・安全の賃貸制度。制度を使ってマイホームを賃貸に出すことで、**確実な家賃収入を保証**。借り手が付かないときも家賃支払いがあるので、安定した暮らしの資金として家を活用できます。



支援金のお問い合わせ

☎ 03-5253-2111

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局
東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館

本事業の開始時期、支給額等の詳細は、事業を実施する地方公共団体が公表する情報をご確認ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/shienkin_index.html

マイホーム借上げ制度へのお問い合わせ

☎ 03-5211-0757 営業時間 9:00~17:00（日・祝休）

一般社団法人 移住・住みかえ支援機構（JTI）
東京都千代田区平河町 1-7-20 平河町辻田ビル 5F

マイホーム借上げ制度について、お気軽にお問い合わせください。サイトの「お問い合わせ」ページからもご相談いただけます。

<https://www.jt-i.jp/>

JTI 検索